

幕別町こども計画（案）に対する パブリックコメントの実施結果概要

1 実施期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月5日（水）まで

2 資料の閲覧場所

- ・ 役場1階ロビー
- ・ 忠類コミュニティセンター1階ロビー
- ・ 札内コミュニティプラザロビー
- ・ 糠内出張所
- ・ 忠類ふれあいセンター福寿
- ・ 役場ホームページ（<https://www.town.makubetsu.lg.jp>）

3 意見を提出できる方

- ・ 町内に在住又は通勤・通学している方
- ・ 町内に事務所又は事業所をもっている方
- ・ 本パブリックコメント手続に関する事案に利害関係を有する方

4 意見の提出方法

- ・ 閲覧場所に設置した意見箱への投函
- ・ 持参
- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ 電子メール

5 意見の提出件数

- (1) パブリックコメントの提出件数 1件
- (2) パブリックコメント（意見）の延べ件数 6件

6 意見の要旨と意見に対する町の考え方

次ページのとおり。

幕別町こども計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

「幕別町こども計画（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた「ご意見の要旨」と「意見に対する町の考え方」について、次のとおり公表します。

ご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

【区分】

A	意見を受けて素案を修正するもの
B	素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	素案に取り入れなかったもの
E	その他

No.	意見の要旨	意見に対する町の考え方	区分
1	時代変化の移り変わり、昨今の情勢を踏まえ、将来を見据えて、町として子育てをどう支援していくのか具体像を明確にして再作成してほしい。	本町においては、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援するため、本計画において121項目の事業を掲げ、取組の具体的な方向性を示し、本計画の21、22ページに掲げる施策を推進することで、基本目標を達成しようとするものであります。 各種事業においては、具体的な事業内容を記載していることから、計画を再作成する考えはありません。	D
2	令和2年度から令和6年度までに事業を実施した結果、課題や反省、また、実情に合わない点などはなかったか。 そのことに対して、本計画案でどのような計画としたのか。	実施した事業については、幕別町こども施策審議会において毎年度、実施状況等について点検、評価を行い、審議会の会議録と合わせて町ホームページで公表しています。 本計画では、その点検、評価を踏まえ、基本理念を達成するための事業内容を定めています。	B

3	No20～25、No56～67の事業は新しく追加された。 理由や計画性がある支援・助成を強化したと思われます。 その説明を明記してほしい。	新たに加えた事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により新たに法定事業として位置づけられたものや、こども大綱を勘案し、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援、自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組などを推進しようとするために追加したものであり、その説明は、各項目の事業内容に明記しています。	B
4	こども・若者の意識調査では、どのような生活環境・ニーズ・意見を把握したのか。 この結果からどのような施策を推進する計画としたのか具体的に示してほしい。	こども・若者意識調査の内容は、各項目の全体にわたっておりますが、ヤングケアラーへの支援の必要性や、経済的に苦しい家庭が多いことなどを把握しており、その意見等については、幕別町こども施策審議会の会議録と合わせて町ホームページで公表しています。 また、調査の結果から、本計画には、ヤングケアラーへの支援に向けた連携強化や経済的支援などを推進しようとする施策として定めております。 なお、このほかの推進しようとする施策については、第2部第2章計画の内容をご覧ください。	B
5	P5～P11について、状況の変化・推移を伝えるのであれば、グラフを用いて着色するなどわかりやすい資料にしてほしい。	グラフによる表示がわかりやすい項目については、グラフを追加します。	A
6	改善点がいくつかあり、計画を全体的に見直す必要があることから、しっかり考えをまとめて、再作成した後に再度パブリックコメント実施してみてもどうか。	ご意見に対しては回答のとおりであり、再度意見募集期間を設ける考えはありません。	D